Ｙ軸スケール	10dB／Div
データ点数	400点以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	サンプル

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数を全時間にわたり連続受信できる状態に設定する。

⑵　測定用空中線の偏波面は、試験機器の使用状態と同様にする。

⑶　複数の空中線を有する場合は、他の空中線の送信を停止して、それぞれの空中線ごとに受信状態とする。空中線ごとに受信状態に設定できない場合は、全ての空中線を受信状態にする。

4　測定操作手順

⑴　副次発射の探索

ア　試験機器及び測定用空中線の高さと方向を対向させる。

イ　スペクトル分析器を２⑴のように設定して、副次発射を探索する。

⑵　副次発射のレベル測定

⑴で探索した副次発射の各周波数について、次のアからウまでの操作により最大値を記録した後、それぞれの副次発射の周波数に相当する周波数について、次のエからクまでの操作によりレベルを測定する。ただし、一度に多くの試験機器を測定する場合は、標準信号発生器から一定の信号を出力し、エからカまでの操作を測定精度を損なわない範囲の周波数間隔で繰り返し、クに示した式のG_SとL_Fをあらかじめ求め、試験機器ごとにアからウまでの操作を行い測定することができる。

ア　スペクトル分析器を２⑵のように設定する。

イ　試験機器を回転させて、副次発射の受信電力最大方向に調整する。

ウ　測定用空中線の地上高を試験機器の空中線を中心として±50cm程度の間で変化させ、測定用空中線の向きを調整して、副次発射の受信電力が最大となる位置を探し、この位置の測定値をＥとする。

エ　試験機器を台上から外し、置換用空中線の開口面を試験機器の開口面と同一位置に設定して、置換用の標準信号発生器から同一周波数の電波を送信し、受信する。

オ　置換用空中線を回転させて、電力最大方向に調整する。

カ　測定用空中線の地上高は、置換用空中線を中心として±50cm程度の間で変化させ、測定用空中線の向きを調整して、受信電力が最大となる位置を探す。

キ　標準信号発生器の出力を調整して、「Ｅ」と等しい値となる電力P_S又は「Ｅ」に近い値（±１dB以内）として「Ｅ」との差から換算した電力P_Sを記録する。

ク　副次発射の電力を、次式により算出する。

副次発射の電力（dBm）＝$P_S+G_S-G_T-L_F$

P_S：標準信号発生器の出力　（dBm）

G_S：置換用空中線の絶対利得（dBi）

G_T：試験機器の空中線相対利得（dBi）

L_F：標準信号発生器と置換用空中線間の給電線の損失（dB）

ケ　複数の空中線を有する場合であって、他の空中線の送信を停止して、それぞれの空中線ごとに受信状態とすることができるときは、空中線ごとに測定する。

5　試験結果の記載方法

⑴　設備規則に規定する許容値の１／10以下の場合は、最大の１波の副次発射について、その周波数とともにnW又はpW単位で記載する。

⑵　設備規則に規定する許容値の１／10を超える場合は、全ての測定値を周波数とともにnW単位で表示し、かつ、電力の合計値をnW単位で記載する。

⑶　複数の空中線を有する場合であって、他の空中線の送信を停止して、それぞれの空中線ごとに受信状態とすることができるときは、それぞれの空中線ごとの測定値の総和を求め記載する。測定値の総和が許容値を空中線の数（注）で除した値の１／10以下の場合は、最大の１波を周波数とともにnW又はpW単位で記載する。

注　空中線の数は、同時に電波を発射する空中線の数（ストリーム数等）であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で切り替えるものを含まない。

⑷　複数の空中線を有する場合であって、それぞれの空中線の測定値の総和が許容値を空中線の数で除した値の１／10を超えるときは、全ての測定値を周波数とともにnW単位で記載し、かつ電力の合計値をnW単位で記載する。

⑸　複数の空中線を有する場合であって、それぞれの空中線ごとに受信状態とすることができないときは、⑴及び⑵と同様に記載する。

6　その他

⑴　試験機器の空中線が円偏波の場合において、直線偏波の空中線で測定をしたときは、水平及び垂直成分の測定値の電力和とする。

⑵　２⑵において、スペクトル分析器の検波モードは、サンプルの代わりにＲＭＳを用いることができる。

⑶　⑵において、測定する副次発射のバースト時間率（注）を副次発射周波数ごとに求めた場合は、２⑵において、掃引周波数幅を10MHz程度とすることができる。

注　バースト時間率＝電波を発射している時間／バースト周期

⑷　試験機器の設定を連続受信状態にできないものについては、試験機器の間欠受信周期を最短に設定して、測定精度が保証されるようにスペクトル分析器の掃引時間を、少なくとも１サンプル当たり１周期以上とする。

⑸　スペクトル分析器の雑音レベルが測定値に影響を与える場合は、空中線間の距離を短くする。

⑹　複数の空中線を有する場合であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に受信回路に接続されないときは、同時に受信回路に接続される空中線のみの測定とすることができる。ただし、空中線によって測定値が異なることが懸念される場合や切替えで受信回路に接続されない空中線からの発射が懸念される場合は、この限りでない。

⑺　５⑶及び５⑷において、それぞれの空中線ごとの測定において周波数ごとに測定した値が、許容値を空中線の数で除した値の１／10を超える全ての値を記載し、加算することとする。

二十二　混信防止機能（アンテナ一体型）

1　測定系統図

⑴　識別符号を送信する場合



⑵　識別符号を受信する場合



2　測定器の条件

⑴　復調器は、試験機器が送出する送信信号を復調し、識別符号の内容が表示可能であること。